

# 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（食品中の放射性物質に係る基準値の設定）等について（概要）

## 1. 改正の背景・趣旨

平成 23 年 3 月の東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故を受けて、厚生労働省は食品の安全性を確保する観点から食品中の放射性物質の暫定規制値を設定し、これを上回る放射性物質が検出された食品については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 6 条第 2 号に該当するものとして取り扱い、販売等を禁止してきた。

一方、暫定規制値に適合している食品については、健康への影響はないと一般的に評価され、安全性は確保されているが、厚生労働省としては、より一層、食品の安全と安心を確保するため、食品中に許容することのできる放射性セシウムの線量を、現在の年間 5 ミリシーベルトから年間 1 ミリシーベルトに引き下げることを基本として、薬事・食品衛生審議会において新たな基準値設定のための検討を進めてきたところである。

今般、平成 23 年 12 月 22 日に行われた同審議会の放射性物質対策部会において、食品中の放射性物質に係る基準値案が了承されたことを受け、以下のとおり、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について所要の改正を行う等、所要の措置を講ずることとする。

## 2. 改正の概要

### ① 食品中の放射性物質に係る基準値

以下のとおり、食品中の放射性物質に係る基準値を設定する。なお、基準値に適合しているか否かを確認するための放射性物質の試験方法については、通知で示す予定である。

放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137 の総和）は、次の表に掲げる食品区分に応じ、それぞれ同表に定める濃度を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。

	食品の区分	濃度
飲料水	ミネラルウォーター類(水のみを原料とする清涼飲料水)	10 ベクレル /kg
	飲用茶(茶を原料とする清涼飲料水及び飲用に供する茶 ※1)	
牛乳	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)第2条第1項に規定する乳及び同条第40項に規定する乳飲料	50 ベクレル /kg
乳児用食品	乳児の飲食に供することを目的として販売する食品	50 ベクレル /kg
一般食品	上記以外の食品 ※2	100 ベクレル /kg

※1 飲用に供する茶については、原材料の茶葉から浸出した状態に基準値を適用する。

※2 乾しいたけ、乾燥わかめ等原材料を乾燥したものを通常水戻しして摂取する乾燥きのこ類、乾燥海藻類、乾燥魚介類、乾燥野菜については、原材料の状態及び水戻しを行った状態の両方に基準値を適用する。また、食用こめ油の原材料となる米ぬか及び食用植物油の原材料となる種子については、原材料から抽出した油脂に基準値を適用する。

## ② 経過措置

一部の食品について、その含有する放射性セシウムの濃度に関し、次のとおり経過措置を設ける。

- i 平成24年3月31日までに製造、加工又は輸入された食品のうち、飲料水並びに牛乳及び乳製品にあつては200ベクレル/kgを超える放射性セシウムを、それ以外の食品(米、牛肉及び大豆並びにこれらを原材料として製造、加工又は輸入された食品を除く。)にあつては500ベクレル/kgを超える放射性セシウムを含有するものであつてはならないこととする。
- ii 米及び牛肉は、平成24年9月30日までの間は、500ベクレル/kgを超える放射性セシウムを含有するものであつてはならないこととする。

- iii 米及び牛肉を原材料として平成 24 年 9 月 30 日までに製造、加工又は輸入された食品は、500 ベクレル/kg を超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととする。
- iv 大豆は、平成 24 年 12 月 31 日までの間は、500 ベクレル/kg を超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととする。
- v 大豆を原材料として平成 24 年 12 月 31 日までに製造、加工又は輸入された食品は、500 ベクレル/kg を超える放射性セシウムを含有するものであってはならないこととする。

### 3. 根拠法令

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項

### 4. 公布日等

- ・ 公布・告示日 平成 24 年 3 月上旬（予定）
- ・ 施行・適用日 平成 24 年 4 月 1 日（予定）